

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅建設費

事業名 **新**「新しい生活様式」対応住宅整備事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 住宅企画係 電話番号：058-272-8693

E-mail：c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 161,500千円（前年度予算額：0千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	161,500	0	0	0	0	0	0	0	161,500
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした「新しい生活様式」の実践に向けたテレワークの拡大等、働き方や地方移住等のライフスタイルにも変化が生じており、これに応じた豊かな住空間に対するニーズが増加し、住宅の環境整備が求められる。

また、コロナ禍において県内の住宅市場が落ち込む中、市場の需要の維持を図り、県内工務店の支援を行う。

(2) 事業内容

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの定着等の「働き方の新しいスタイル」、感染症対策や地方移住など「新しい生活様式」の実践に向けた取組を促進及び県内の住宅需要を維持するため、県内工務店が施工する住居を取得またはリフォームする者に対して助成。

【補助要件】

【共通要件】

県内に本店を有し、建設業許可を取得している事業者により施工
一戸建ての住宅（住宅の用途部分が延べ面積の1/2以上）

【新築住宅要件】

以下の全てを満たすもの

- ・テレワークの普及に対する住宅整備
- ・感染症対策

補助額：1戸あたり定額30万円

※県外から県内への移住する者は10万円を加算

【リフォーム要件】

以下のいずれかを満たすもの

- ・テレワークの普及に対する住宅整備を行う
- ・感染症対策（2項目以上）

補助額：総工事費の1/2を補助（上限30万円）

※県外から県内への移住する者は10万円を加算

（3）県負担・補助率の考え方

一般財源：100%

（4）類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	161,500	「新しい生活様式」対応住宅整備事業費補助金
合計	161,500	

決定額の考え方

県単独補助金事業評価調書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	「新しい生活様式」対応住宅整備事業費補助金
補助事業者（団体）	新築住宅の取得予定者又は既存住宅の改修者 （理由）「新しい生活様式」に対応する住宅の普及をするため
補助事業の概要	（目的）「新しい生活様式」に対応する住宅の普及及び地域工務店の経済支援 （内容）県内工務店が施工する「新しい生活様式」に対応する住宅の取得・リフォーム工事に要する費用に補助
補助率等	新築 定額 ・定率・その他（例：人件費相当額） （30万円。※県外から県内への移住する者は10万円を加算） （理由）県の住宅補助制度の補助額を参照 リフォーム 定額 ・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） （総工事費の1/2を補助（上限30万円）。※県外から県内への移住する者は10万円を加算） （理由）県の住宅補助制度の補助額を参照
補助効果	「新しい生活様式」に対応する住宅の普及
終期の設定	令和3年度

（事業目標）

・「新しい生活様式」に対応する住宅の普及及び地域工務店の経済支援並びに優良住宅の普及、移住定住の促進。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目 標	達成率
「新しい生活様式」対応住宅整備事業費補助金対象件数（新築）	0 (R3)	(R) (R)	(R)	225 (R3)	90%
「新しい生活様式」対応住宅整備事業費補助金対象件数（リフォーム）	0 (R3)	(R) (R)	(R)	243 (R3)	90%

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
一過性の支援であるため、今後の住宅取得及び改修支援において継続的な支援を研究する必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした「新しい生活様式」の実践に向けて、住宅整備をする者に対して支援を行う。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価)	

(事業の見直し検討)

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

令和3年度に県住生活基本計画の改定し県の住宅施策を見直すため、既存の支援制度の見直しを含め、県の方針に合致し、実効性のある住宅取得支援の方策を検討していく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	